



平成25年度

いせはらの環境

伊勢原市経済環境部環境対策課



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

目次

※< >内は、ページ番号

1 伊勢原市の環境	< 1 >
(1) 市の概要	<1>
i. 位置と地勢	
ii. 気象	
iii. 人口と世帯	
iv. 土地の利用（利用区分別土地利用面積）	
v. 産業	
vi. 交通	
(2) 環境対策事業のあゆみ	<3>
(3) 機構・分掌	<4>
(4) 主な事業	<4>
2 伊勢原市の公害苦情の概要	< 5 >
3 大気汚染・悪臭	< 7 >
(1) 大気汚染	<7>
i. 大気汚染の現状	
ii. 大気汚染防止対策	
iii. 固定発生源である工場及び事業場の状況	
(2) 光化学オキシダント	<9>
(3) 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	<11>
(4) 悪臭	<12>
4 水質汚濁	<13>
(1) 水質汚濁	<13>
i. 水質汚濁の現状	
ii. 河川水質調査結果	
iii. 有機塩素系化合物等地下水調査	
iv. 多量排水事業場水質調査	
v. 工場及び事業場の状況	
(2) 伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付制度（生活雑排水対策）	<16>
(3) 水質事故発生状況	<17>

5 騒音・振動	・ ・ ・ ・ ・	<18>
(1) 騒音・振動の現状		<18>
(2) 25年度における許可・届出等の状況		<19>
(3) 自動車騒音常時監視		<20>
6 ダイオキシン類など	・ ・ ・ ・ ・	<22>
(1) 現状と防止対策		<22>
(2) ダイオキシン類調査結果		<22>
7 土地の埋立て等に関する許可等	・ ・ ・ ・ ・	<24>
8 環境衛生	・ ・ ・ ・ ・	<25>
(1) 水道施設について		<25>
i. 水道法対象施設		
ii. 小規模水道等に関する市条例対象施設		
(2) 放射能関連について		<25>
i. 空間放射線量について		
ii. 食品放射性物質濃度について		
9 環境啓発事業	・ ・ ・ ・ ・	<27>
(1) 河川クリーン作戦（河川清掃活動）		<27>
(2) 環境行動の手引きの作成		<27>
(3) 環境学習指導員派遣		<27>
(4) 事業者向け環境学習（セミナー）		<27>
(5) 市民向け環境学習（セミナー）		<27>
(6) いせはら環境展の開催		<28>
(7) ストップ温暖化展の開催		<28>
(8) 冬季自動車交通量対策		<29>

いせはらの環境資料編

1 伊勢原市の環境

(1) 市の概要

i. 位置と地勢

伊勢原市は、東京から約50km、横浜から約45kmの距離にあり、神奈川県ほぼ中央に位置しています。東西は、9.98km、南北は7.28km、面積は55.52km²です。

起伏のある山と丘、更に市街地を囲むように南側に広がる農地の緑など自然環境の豊かさが伊勢原市の特徴ともいえます。北西部は、丹沢山塊の一角をなす大山（標高1,251.7m）を頂点とする丘陵が広がり、平坦部は浸食作用による谷戸が多く、東部に平野が開ける変化に富んだ地形となっています。

ii. 気象

伊勢原市は、年間平均気温が15～16℃と比較的温暖、降水量が1,600mm程度、自然災害の発生も少なく四季の変化に恵まれた気象条件となっています。

区分	気温（℃）			湿度（％）		天候				降水量（mm）
	平均	最高	最低	平均	最低	晴	曇	雨	雪	
H21	16.0	33.9	-3.5	69.8	8.7	161	153	51	0	1,467.5
H22	16.2	36.9	-3.2	68.7	9.3	173	101	89	2	1,844.0
H23	15.8	36.3	-4.6	64.0	8.0	185	114	65	1	1,496.5
H24	15.4	36.2	-5.7	64.1	3.8	170	132	62	2	1,664.0
H25	16.1	37.2	-3.7	64.4	10.1	186	87	90	2	1,436.5

iii. 人口と世帯

区分	人口（人）	世帯数（世帯）	備考
H21	100,997	41,551	推計人口（10月1日）
H22	101,039	41,184	国勢調査（10月1日）
H23	101,129	41,538	推計人口（10月1日）
H24	101,042	41,918	〃
H25	100,933	42,293	〃

iv. 土地の利用（利用区分別土地利用面積）

伊勢原市は、市街化区域が平成25年4月1日現在で1,141haとなっており、うち工業専用地域が約66ha、工業地域が約64ha、準工業地域が約83ha、商業地域が約40haとなっています。

（単位：ha）

区分	田	畑	森林	河川等	道路	住宅	工場	店舗等	その他	計
H20	421	733	2,048	99	439	721	68	216	809	5,552
H21	419	728	2,048	99	444	725	62	225	798	5,552
H22	417	725	2,048	99	441	729	61	222	811	5,552
H23	414	722	2,078	99	443	732	61	222	809	5,552
H24	412	718	2,048	99	444	736	61	221	812	5,552

出典：神奈川県土地統計資料

v. 産業

【工業】

区分	事業所数※ ¹	従業員数※ ² (人)	製造品出荷額 (百万円)
H20	53	6,200	270,154
H21	50	5,454	201,171
H22	46	5,288	240,870
H23	—※ ³	—※ ³	—※ ³
H24	42	6,926	239,684

※¹ 従業者が30人以上の事業所数 ※² 従業者が4人以上の事業所を対象

※³ 平成23年度は、工業統計調査が実施されなかったため、数値は表章しない

出展：工業統計調査

【商業】

区分	事業所数※ ¹	従業員数※ ² (人)	製造品出荷額 (億円)
H3	1,225	9,464	2,397
H6	954	7,386	1,844
H9	958	7,903	2,249
H14	911	9,158	2,252
H19	830	7,822	3,295

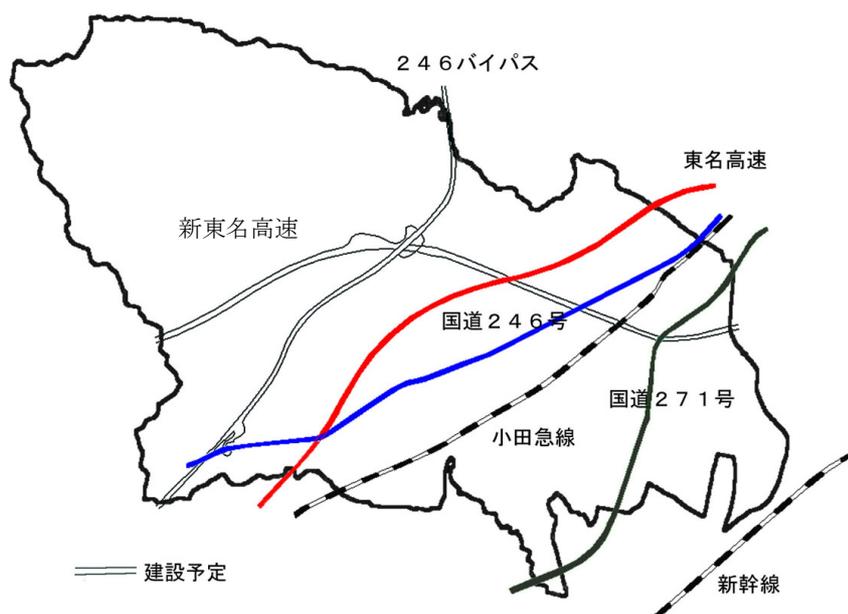
出展：商業統計調査

vi. 交通

道路は、市内の東北部から南西部にかけて、高速自動車国道の東名高速道路、小田原厚木道路（一般国道271号）及び一般国道246号の主要幹線道路3路線が走っています。

現在は、新東名高速道路の市内区間の建設が本格化し、このほかに一般国道246号の渋滞解消等を目的とした厚木秦野道路（国道246号バイパス）が既に市内一部区間で事業化されており、今後道路交通網のますますの発展が見込まれます。

鉄道は、小田急電鉄株の小田急小田原線伊勢原駅及び愛甲石田駅があります。



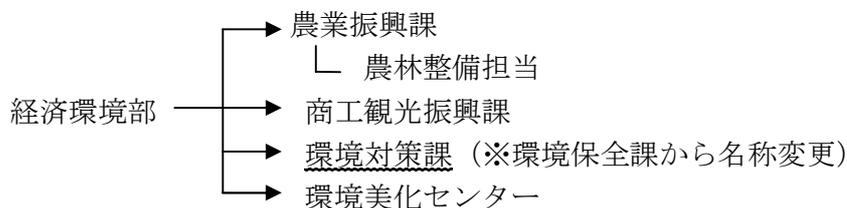
(2) 環境対策事業のあゆみ

昭和	23年	5月	墓地、埋葬等に関する法律公布（同年6月施行）	
	25年	8月	狂犬病予防法公布、施行	
	26年		神奈川県事業場公害防止条例公布	
	32年	6月	水道法公布（同年12月施行）	
	39年	3月	神奈川県事業場公害防止条例を廃止し、公害の防止に関する条例公布（同年6月施行）	
	42年	8月	公害対策基本法公布	
	43年	6月	大気汚染防止法公布（同年12月施行） 騒音規制法公布（同年12月施行）	
	46年	1月	3月	経済部商工観光課に公害係設置（伊勢原町） 市制施行 公害の防止に関する条例を廃止し、神奈川県公害防止条例公布（同年9月施行）
			6月	悪臭防止法公布（翌年5月施行）
			7月	環境庁設置
			11月	「公害概況1971」発刊（伊勢原町経済部商工観光課）
		49年	5月	伊勢原市公害防止連絡協議会 第1回設立総会開催
		51年	6月	振動規制法公布（同年12月施行）
		52年	7月	伊勢原市公害調査所完成
		53年	3月	旧神奈川県公害防止条例を廃止し、神奈川県公害防止条例公布（同年9月施行）
		55年	10月	神奈川県環境影響評価条例公布（翌年7月施行）
		60年	4月	「伊勢原市公害防止連絡協議会」を「伊勢原地区環境保全連絡協議会」と名称変更（第12回通常総会）
	63年	4月	合併処理浄化槽設置補助制度を開始	
	平成	4年	6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法公布（同年12月一部施行）
			5年	9月
			11月	公害対策基本法を廃止し、環境基本法公布（翌年8月施行）
		9年	6月	環境影響評価法公布（平成11年6月施行）
			10月	神奈川県公害防止条例を廃止し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例公布（翌年4月施行）
10年		9月	伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例公布（翌年1月施行）	
		10月	地球温暖化対策の推進に関する法律公布（翌年4月施行）	
11年		7月	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布（翌年3月施行）	
			ダイオキシン類対策特別措置法公布（翌年1月施行）	
14年		3月	伊勢原市役所エコオフィースプラン策定	
	5月	土壌汚染対策法公布（翌年2月施行）		
15年	11月	悪臭防止法の規制基準について、臭気指数規制を導入		
平成	16年	6月	伊勢原市環境基本計画策定	

平成	17年	8月	第1回環境展開催（市民団体との協働開催）
	18年	3月	伊勢原市アスベスト問題対策会議設置
		12月	いせはら環境市民ネットワーク設立
	19年	3月	第1回ストップ温暖化展（いせはら環境市民ネットワークとの協働開催）
			伊勢原市役所エコオフィースプラン改訂版策定
			環境行動の手引き作成開始
	21年	5月	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を開始（24年度廃止）
	22年	3月	伊勢原市環境基本条例公布（同年4月施行）
	23年	4月	伊勢原市地球温暖化対策計画策定
		6月	市内小学校等での空間放射線量測定開始
	24年	3月	伊勢原市墓地等の経営の許可等に関する条例公布（同年4月施行）
		4月	第2次一括法の施行により、環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る市域内の規制地域及び規制基準を設定
			第2次一括法の施行により、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音常時監視を開始
	12月	伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例公布（翌年4月施行）	
25年	7月	第二次伊勢原市環境基本計画策定	
		第三次伊勢原市エコオフィースプラン策定	

(3) 機構・分掌

行政組織(平成25年4月1日)



(4) 主な事業

環境対策課の事務は、次のとおりとなっています。

- ・環境政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- ・公害関係法令に基づく届出及び許可に関すること。
- ・公害の監視、調査及び分析に関すること。
- ・公害関係の苦情処理に関すること。
- ・合併処理浄化槽設置整備の補助に関すること。
- ・環境保全関係団体の指導育成に関すること。
- ・環境アセスメントに関すること。
- ・伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例に関すること。
- ・水道法に関すること。※平成25年度に神奈川県から事務移管
- ・墓地等の経営の許可等に関すること。※平成25年度に環境美化センターから事務移管
- ・畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。※平成25年度に健康管理課から事務移管

(参考)

「鳥獣等の飼養、捕獲及び収容の許可等に関すること。」は、平成25年度に農業振興課へ事務移管

2 伊勢原市の公害苦情の概要

環境基本法では、「公害」について「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、一般的には、典型7公害といわれています。

平成25年度に環境対策課に寄せられた苦情は76件で、24年度と比較し9件増加しました。大気汚染に関する苦情が最も多くなっており、36件中29件が屋外焼却行為(※)によるもので、苦情全体の約38.1%を占めます。

用途地域別に見ると市街化調整区域で32件、市街化区域内の住居系地域で29件、準工業地域で7件、工業系地域で3件、商業系地域で4件発生しています(不明1件)。

(※屋外焼却行為は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、一部の例外規定を除き、禁止されています。
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でも同様に禁止されています。)

表2-1-1 平成25年度の苦情受付状況

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物 投棄	土壌 汚染	その他	計
農業									
林業									
鉱業			1						1
建設業	4(2)	2	5(6)		1			0(1)	12(9)
製造業	0(4)	1	1(1)		5(4)				7(9)
電気ガス水道									
情報通信									
運輸業	0(1)	1							1(1)
御、小売業								0(1)	0(1)
金融保険									
不動産業									
飲食店宿泊			1		0(2)				1(2)
医療福祉									
教育、学習									
複合サービス		1	1						2
サービス業	0(2)		1(3)						1(5)
公務									
業種分類不能		1	1						2
事業所計	4(9)	6	11(10)	0	6(6)	0	0	0(2)	27(27)
その他・個人	32(21)	5(4)	4(3)	0	7(8)	0	0	1(4)	49(40)
合計	36(30)	11(4)	15(13)	0	13(14)	0	0	1(6)	76(67)

* ()内の数字は、平成24年度の件数を示す。

※件数は公害苦情調査(環境省)報告件数より

表 2 - 1 立入検査等実施件数一覧

(単位：件)

年間立入検査等のべ件数	改善指導	報告の徴収
83	9	2

(参考)

資料編 1 ページに、「公害苦情件数の年度別推移」を掲載しています。

3 大気汚染・悪臭

(1) 大気汚染

i. 大気汚染の現状

大気汚染は、工場及び事業場(固定発生源)の生産活動に伴って発生するばい煙と自動車等(移動発生源)の排出ガスが主な発生源となっています。大気汚染物質の主なものは、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒子状物質(SPM)などです。

大気汚染の常時監視(※1)を行うために、伊勢原市には、神奈川県が設置する一般測定局が市役所公害調査所に、自動車排出ガス測定局(※2)が一般国道246号沿いの谷戸岡公園(大住台地内)に設置されています。

伊勢原市に設置された一般測定局で測定している3物質については、光化学オキシダントを除き、環境基準(※3)を満足しています。

- ※1 一般測定局での二酸化硫黄の測定は平成24年度、自動車排出ガス測定局での一酸化炭素の測定は平成23年度をもって終了しました。
- ※2 平成6年度に移動測定局として設置。平成9年から一般国道246号及び東名高速道路での大気の影響を把握するため、自動車排出ガス測定局として運用され、現在に至ります。
- ※3 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で望ましい基準です。

表3-1-1 伊勢原市に設置の各測定局で測定している物質の環境基準

物質	環境基準
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 《環境基準達成評価方法》年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 《環境基準達成評価方法(長期的評価)》年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。 《環境基準達成評価方法(長期的評価)》昼間(5~20時)の1時間値が環境基準を超えないこと。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年の平均値が15μg/m ³ 以下であり、1日の平均値が35μg/m ³ であること。 《環境基準達成評価方法(長期的評価)》年間に測定された欠測を除くすべての1時間値を合計した数値を、その年度での測定時間数で割り算して得られた平均値。

表3-1-2 市内測定局で監視している平成25年度の物質の年平均値

	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
一般測定局	0.016	0.022	0.046	-
自排局	0.023	0.020	-	14.6

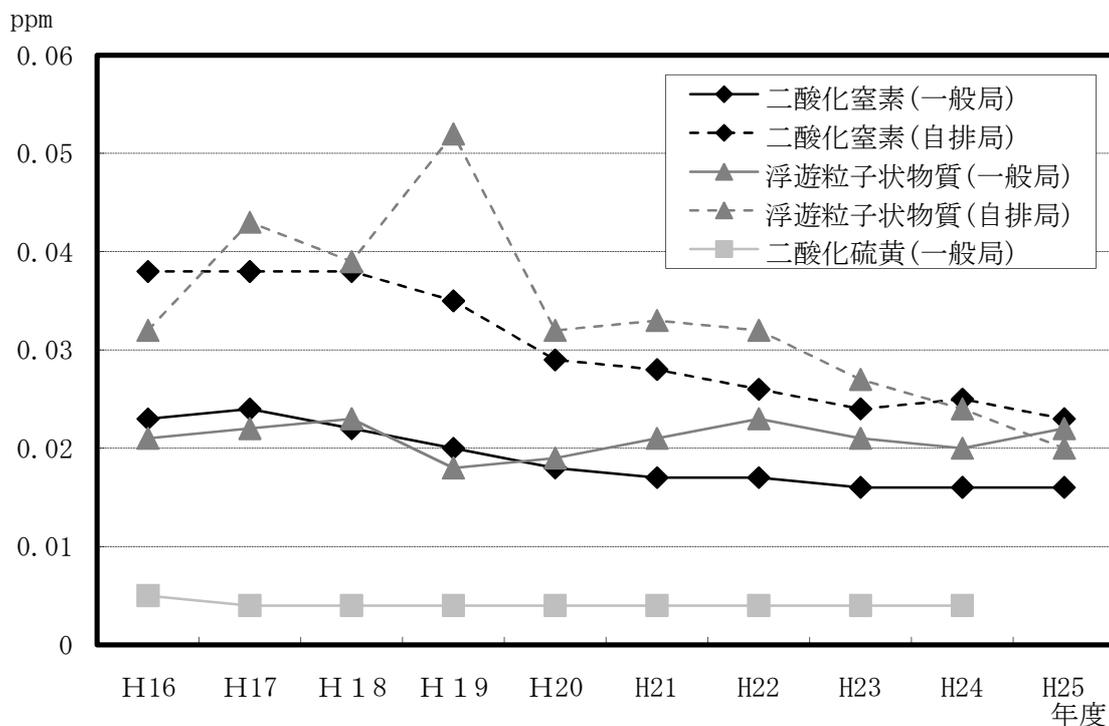


図3-1-1 市内測定局における二酸化窒素等の濃度の経年変化

(参考)

資料編2及び3ページに、「大気汚染に係る環境基準達成状況」を掲載しています。

ii. 大気汚染防止対策

大気汚染の防止のためには、工場及び事業場などの固定発生源、自動車などの移動発生源それぞれから排出される汚染物質を低減することが必要です。

工場や事業場などについては、大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例などにより、業種や設備規模等に応じて様々な排出規制が加えられています。工場などの生産過程に伴って発生する「ばいじん・粉じん」については、法・条例などの規制の成果もあり、従前よりは大幅に改善されています。

移動発生源の主因となる自動車の排出ガスの対策としては、大気汚染防止法のほか、平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x法）」が制定され、平成13年6月にこの改正法である「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」が成立し、更に平成15

年10月には1都3県（東京、神奈川県、埼玉県及び千葉県）で「ディーゼル車規制」が開始されています。

伊勢原市では、主に神奈川県生活環境の保全等に関する条例により対策を行っており、多くの苦情が寄せられる屋外焼却行為（野焼きや小型焼却炉）への指導等、並びに開発指導等を通じての一定規模以上の事業場への低公害車の導入、及びアイドリングストップ呼びかけ看板の設置についても同条例に基づき対応を行っています。

また、冬期における広域的な大気汚染防止のために、公用車の使用抑制やマイカー通勤の自粛などの呼びかけを行っています。

iii. 固定発生源である工場及び事業場の状況

固定発生源である大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置する工場及び事業場は、平成25年度末時点での神奈川県への届出では伊勢原市内に35社あり、施設別にはボイラーが90、焼却炉が1、加熱炉が27、乾燥炉が3の計121施設となっています。

また、同様に一般粉じん発生施設を設置する工場及び事業場が1社、揮発性有機化合物（VOC）排出施設を設置する工場及び事業場が1社（内訳は、接着の用に供する乾燥施設が2、塗装の用に供する乾燥施設が1）となっています。

(2) 光化学オキシダント

神奈川県内の光化学オキシダント濃度は、依然として横ばいの状況にあるものの環境基準に全局において不適合となっています。

光化学スモッグは、神奈川県により、県内を8地域に分けて注意報が発令されます。伊勢原市は県央地域に属しており、平成25年度の県央地域に対し注意報が発令された日数は5日、そのうち伊勢原市に設置の測定値が注意報発令基準を超過した日は1日で、防災行政用無線及びいせはらくらし安心メールで市民に周知を行いました。

なお、光化学スモッグに関する情報は、神奈川県により、4月から10月までの毎日テレホンサービスで提供されています。注意報等発令時には、解除が行われるまで逐次最新の情報が提供されます。

また、最新の光化学オキシダント濃度や大気環境基準設定物質の1時間あたりの濃度値については、神奈川県環境科学センターのホームページから得ることもできます。

表3-2-1 光化学スモッグ注意報等の発令基準

注意報	オキシダント濃度の1時間値が0.12ppmとなり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度の1時間値が0.24ppmとなり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき

表 3-2-2 平成 25 年度神奈川県内の地域別月別の注意報発令日数

月 地域	4	5	6	7	8	9	10	合計	(参考) 前年度計
横浜	0	0	0	7	5	0	0	12	2
川崎	0	0	0	6	5	0	0	11	2
横須賀	0	0	0	1	3	0	0	4	1
相模原	0	0	0	5	2	0	0	7	1
三浦	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湘南	0	0	0	6	4	0	0	10	0
西湘	0	0	0	3	3	0	0	6	1
県央	0	0	0	3	2	0	0	5	1
伊勢原	0	0	0	0	1	0	0	1	1

表 3-2-3 神奈川県内の注意報発令日数の推移

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
注意報	4	10	13	11	6	16	7	14	20	11
年度	21	22	23	24	25					
注意報	4	10	5	5	16					

*警報は昭和 53 年 8 月 12 日を最後に発令なし

日数

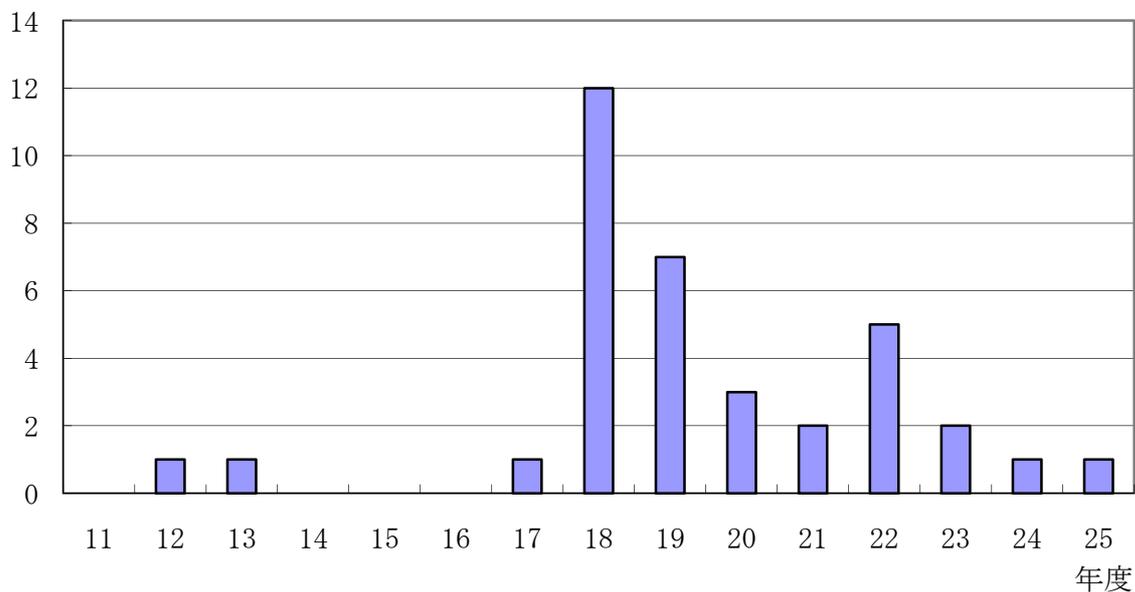


図 3-2-1 伊勢原市における光化学スモッグ注意報発令状況

(3) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊している小さな粒子のうち、粒子の大きさが10マイクロメートル(μm)以下のものを浮遊粒子物質(SPM)といい、 $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子のことを微小粒子状物質(PM_{2.5})といいます。

環境省は、平成25年2月に「注意喚起のための暫定的な指針値」を設定し、平成25年11月に注意喚起の判断基準を、「午前中の早めの時間帯での判断」と「午後からの活動に備えた判断」の二段階での判断としました。

神奈川県内では、61局(平成26年3月時点)で測定を行っています。

伊勢原市では、防災行政用無線及びいせはらくらし安心メールにより市民に周知を行います。なお、平成25年度は、注意喚起の実施はありませんでした。

神奈川県における注意喚起の判断基準

「午前8時(午前中の早めの時間帯での判断)」

県内42局(平成26年3月時点)の一般環境大気測定局の午前5時、6時、7時(3時間分)の1時間値の平均値を計算し、その中央値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合に国の暫定指針値(日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えるおそれがあると判断し、発表されます。

「午後1時(午後からの活動に備えた判断)」

県内42局の一般大気環境測定局の午前5時から12時まで(8時間)の1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した局がある場合に国の暫定指針値である日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがあると判断し、発表されます。

※光化学スモッグ及びPM_{2.5}の情報は神奈川県環境科学センターが提供しています。

◇URL	http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/center/contents.html
◇携帯用	http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/i/index.htm
◇テレホンサービス	
光化学スモッグ	0463-24-3322
PM _{2.5}	045-210-5980 (午前8時頃及び午後1時頃更新)

(参考)

資料編4ページに、「注意喚起のための暫定的な指針値」を掲載しています。

(4) 悪臭

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害と言われ、多くのにおい物質が複合して、人に不快感等を与えること、またその防止対策についても神奈川県生活環境の保全等に関する条例において「漏れにくい構造とすること」とされているものの、現実には対応に苦慮する状況となっています。

平成25年度の悪臭苦情は13件あり、その内訳は、事業活動に伴う悪臭が6件、環境悪臭等に関する苦情が7件となっています。

また、平成23年8月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）」の公布に伴い、伊勢原市は、悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定及び同法第4条第2項の規定に基づく臭気指数^{※1}及び臭気排出強度の規制基準の設定を行いました。

※1 悪臭防止法で定める臭気指数とは、試料とする気体の臭気を人間の嗅（きゅう）覚で感知することができなくなるまで気体の希釈をした場合におけるその希釈の倍数（以下「臭気濃度」という。）を求め、当該臭気濃度の値の対数に十を乗じた値を求めることにより行います。
規制地域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により、農業振興地域に指定された区域を除きます。

(参考)

資料編18ページに、「事業所において発生する悪臭の許容限度」を掲載しています。

4 水質汚濁

(1) 水質汚濁

i. 水質汚濁の現状

水質汚濁の原因は、工場・事業場排水と生活排水に大別されますが、工場・事業場排水は、神奈川県が水質汚濁防止法、神奈川県及び伊勢原市が神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制、監視を行っています。

伊勢原市では、市内を流れる10河川について、定常監視及び環境基準への適合状況の把握を目的に河川水質の調査を、また、有機塩素系化合物による地下水汚染状況の把握を目的に地下水の調査を実施しています。

その結果、水質の指標のひとつである生物化学的酸素要求量（以下「BOD」といいます）は、公共下水道整備区域の河川では、年平均値の改善傾向が見られますが、今後下水道整備が予定されている市街化調整区域の河川上流部では、汚濁は進行ないし横ばいといった状況にあり、全体としては、年平均値が横ばいの状況にあります。

水質改善のためには、公共下水道区域では水洗化率の向上、それ以外の区域では単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の継続的な取り組みが必要です。

公共用水域の水質汚濁の主因である生活雑排水対策については、下水道整備事業を着実に進めており、平成26年3月末時点では、対人口普及率76.86%、水洗化率93.38%となっています。

※BODとは、水中の有機物が好気性微生物により分解されるとき消費される酸素量のことをいいます。有機物による汚濁の指標として使われます。
河川のBODの環境基準は、類型別に決められており、伊勢原市内の河川の類型は、日向川のみA類型、その他9河川（矢羽根川、渋田川、歌川、戸張川、鈴川、善波川、板戸川、栗原川、筒川）はC類型となっています。

表4-1-1 河川水質の環境基準

類型	pH	BOD	SS ^{※1}	DO ^{※2}	大腸菌群数
A	6.5以上 8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN /100ml以下
C		5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	基準なし

※1 SSとは、水中に懸濁している不溶性物質で粒径2mm以下のもの。

※2 DOとは、水中に溶けている酸素量のこと

出展：水質汚濁に係る環境基準について（環境庁）

ii. 河川水質調査結果

伊勢原市内を流れる10河川の定常監視並びに環境基準の適合状況を把握するために、平成25年度は17地点で水質調査を実施しました。

この調査は、BODを始めとして、最大で26項目の検査を行っています。

その結果、渋田川上流の年平均のBODについて、環境基準の超過がありました。

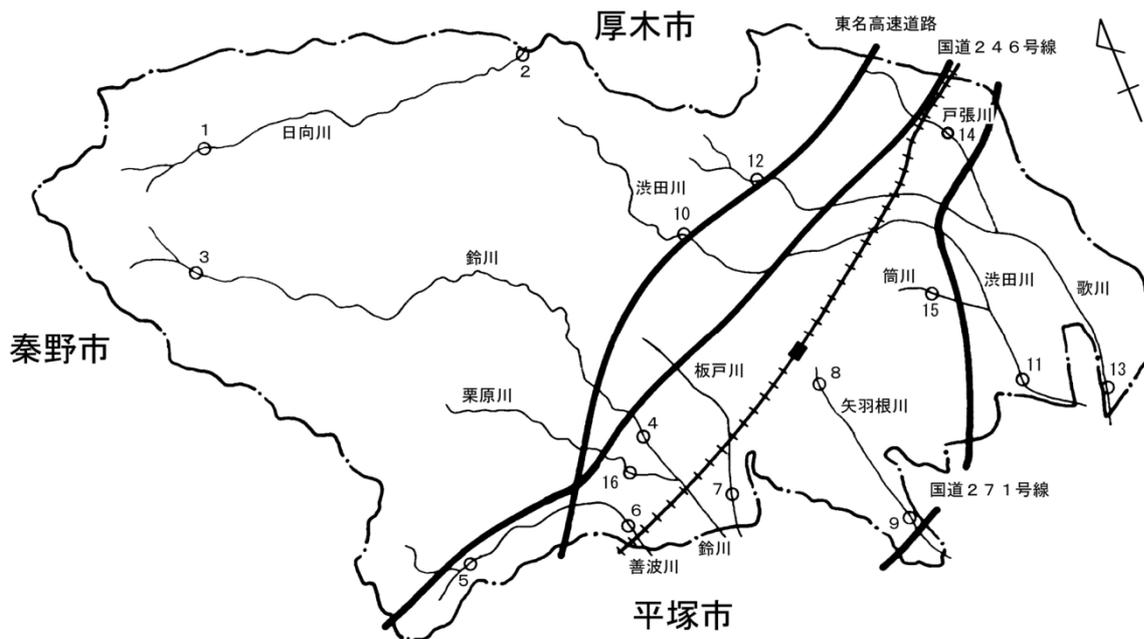


図4-1-1 伊勢原市内10河川の水質調査地点

表4-1-2 伊勢原市河川水質調査箇所一覧

①日向川(梅ヶ尾橋上流)	②日向川(日向川橋上流)
③鈴川(大山バスターミナル下)	④鈴川(大場田橋)
⑤善波川(善波 1008 番地下)	⑥善波川(弁天橋)
⑦板戸川(木津根橋)	⑧矢羽根川(桜台小学校下)
⑨矢羽根川(赤羽根橋)	⑩洪田川(東名高速道路下)
⑪洪田川(堤橋)	⑫歌川(東名高速道路下)
⑬歌川(枝橋)	⑭戸張川(吉際橋)
⑮筒川(沢尻橋 50m 下)	⑯栗原川(東橋)
⑰鈴川(終末処理場最終放流口下流堰)	

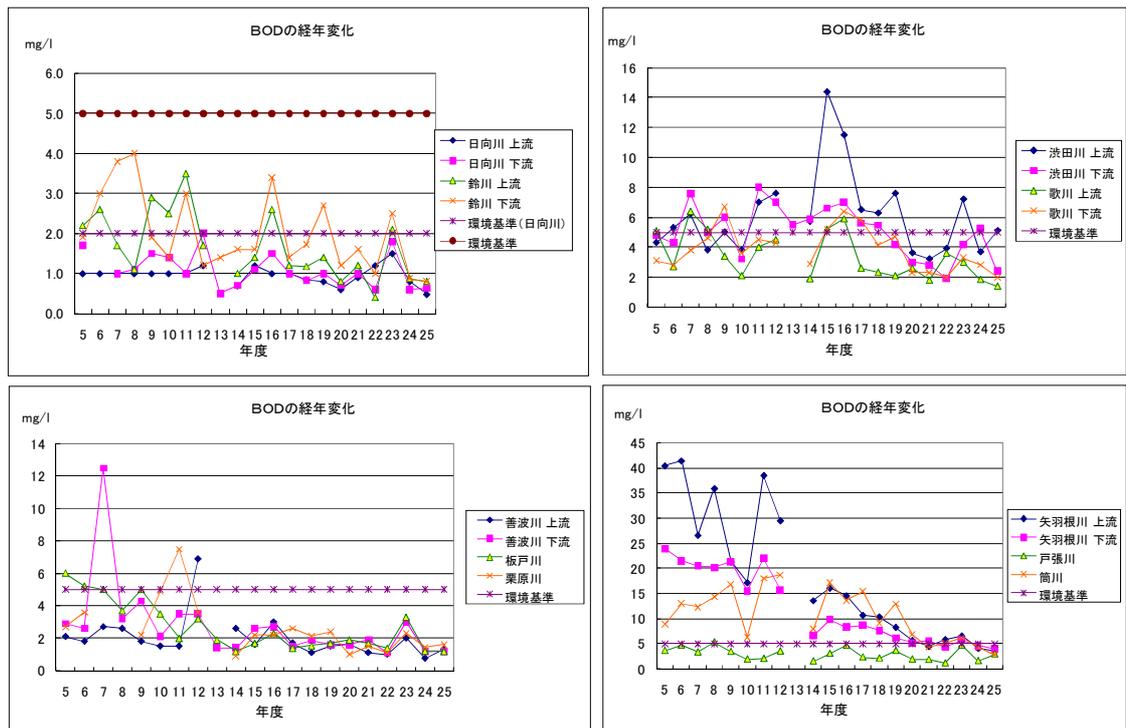


図 4-1-2 BOD値の経年変化

(参考)

資料編 5 から 12 ページまで、「河川水質調査結果」の詳細一覧について、
 同 16 ページに、「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」などを掲載しています。

iii. 有機塩素系化合物等地下水調査

平成 25 年度は、過去に有機塩素系化合物が検出された井戸や、環境基準を超過した井戸の 10 箇所について、トリクロロエチレンなど有機塩素系化合物 3 項目と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を調査しました。

この調査で環境基準を超過した井戸については、継続してモニタリングを行います。また、所有者には結果の報告と共に、飲用する際の注意喚起を行いました。

※有機塩素系化合物とは、塩素を含む有機化合物の総称です。
 そのほとんどが人工物で、主に農薬や溶剤として事業所で使われてきました。毒性が強く、また、環境中での残留性や蓄積性が高いことから、事業場跡地などの土壌汚染や地下水汚染が問題となっています。

表4-1-3 有機塩素系化合物等地下水調査結果

分析項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
検体数	10	10	10	10
環境基準 超過検体数	0	1	0	1
環境基準	0.03mg/l	0.01mg/l	1mg/l	10mg/l

※測定地点：伊勢原(4)、桜台(1)、石田(1)、白根(2)、板戸(1)、上平間(1)

(参考)

資料編13ページに、「地下水水質検査」の詳細結果について掲載しています。

iv. 多量排水事業場水質調査

伊勢原市では、公共用水域に多量排水する事業所の監視を行うため、事業所1日当たりの排水量300m³以上の事業所に対して、排水の調査を実施しています。

平成25年度の調査実施事業所は5社で、述べ9回行いました。

v. 工場及び事業場の状況

水質汚濁防止法の対象施設を設置する工場及び事業場は、伊勢原市内に204社あり、業種別には、旅館業が68、食料品等製造業が13、洗たく業が18、その他小売業が31、畜舎が19、製造業等が51、し尿処理施設等が4となっています(平成25年度末時点での神奈川県への届出状況から)。

(2) 伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付制度(生活雑排水対策)

伊勢原市では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道の整備計画のない地域において合併処理浄化槽を設置する方に、その費用の一部を補助する制度を昭和63年度から実施しています。

平成11年度からは、観光地という大山地区の事情を考慮し旅館又は飲食店への補助制度を加えました。また、平成21年度からは、建築基準法による建築確認(新築・建替・増築等)を伴うものを補助対象から除外しました。

表4-2-1 平成25年度合併処理浄化槽規模別設置実績

人槽	補助金(限度額)	設置基数	補助金合計
5人槽	332千円	3基	996千円
7人槽	414千円	3基	1,242千円
10人槽	548千円	0基	0千円
補助合計		6基	2,238千円

※処理対象人員36人

表4-2-2 年度別合併処理浄化槽補助件数の推移（平成25年度末時点）

年度	基数 (基)	累計 (基)	処理対象 人員*(人)	年度	基数 (基)	累計 (基)	処理対象 人員*(人)
S63	6	6	43	H13	81	497	3,521
H1	7	13	93	14	100	597	4,117
2	7	20	142	15	100	697	4,722
3	18	38	259	16	122	819	5,430
4	14	52	406	17	162	981	6,432
5	21	73	565	18	150	1,131	7,350
6	28	101	765	19	103	1,234	7,975
7	40	141	1,098	20	109	1,343	8,607
8	41	182	1,403	21	11	1,354	8,676
9	34	216	1,639	22	15	1,369	8,762
10	42	258	1,932	23	8	1,377	8,810
11	77	335	2,484	24	8	1,385	8,856
12	81	416	3,023	25	6	1,391	8,892

※処理対象人員：浄化槽の大きさを示す人槽の合計値

(3) 水質事故発生状況

水質事故とは、汚水、廃液及び油等による水質の著しい汚濁及びそれらによる人の健康又は魚介類、農作物等に係る被害のことです。

平成25年度の発生件数は4件でした。

表4-3-1 年度別発生件数

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
件数(件)	13	6	8	5	4	8	8	4	2	1	4

表4-3-2 平成25年度水質事故発生状況

月日	事故区分	河川名	原因	事故内容
4月18日	魚死亡	筒川、 渋田川	不明	下糟屋の排水路で魚が死亡した
9月9日	油流出	渋田川	車両 故障	車両が故障し作動油を漏出させながら走行したため、作業油流出
10月30日	河川着色 ・発泡	板戸川	不明	板戸で板戸川が着色・発泡した
11月8日	塗料洗浄 排水	板戸川	事業所	屋外で塗料を洗浄しており、塗料及び剥離剤が流出した

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現状

騒音は、やかましい音、好ましくない音の総称で、騒音であるか否かは、聞く人の心理状態、健康状態に大きく左右されます。騒音源は、工場・事業場の施設、建設工事、道路交通など多岐にわたります。騒音苦情は、平成元年以降毎年10件前後で推移していましたが、平成25年度は、工場・事業場6件、建設作業5件、小売店舗騒音1件、夜間飲食店営業騒音0件、民家騒音・その他4件の計15件で、苦情内容も多様化してきています。

深夜飲食店等営業騒音は、カラオケを中心に昭和50年代後半に苦情が多数寄せられましたが、最近では非常に少なくなっています。また、建設工事や資材置場などから発する一過性の音に対する苦情も増える傾向にあります。

振動は、事業活動等に伴って発生する揺れが周囲の地盤を伝播して周辺的生活環境に影響を与えるもので、騒音と同様、感じ方には感覚的な面の影響が大きいものです。振動源は、工場・事業場の施設や場内の移動車両、建設工事などです。平成25年度の苦情は0件でした。

騒音及び振動の発生源は、固定発生源（工場、事業場及び建設作業など）と移動発生源（自動車、鉄道など）に大別されます。

特定建設作業を含む固定発生源から発生する騒音及び振動は、騒音規制法、振動規制法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例で、事前の届出や許可の対象としており、未然防止等を図っています。また、全ての工場及び事業場は、同条例による事後規制の対象とされています。

移動発生源の自動車交通に関しては、道路周辺地域の生活環境に影響を及ぼしており、車両の改善や道路構造、沿道の整備などによる対策が望まれるところです。

(参考)

資料編17ページに、「騒音規制法及び振動規制法の規制基準」を掲載しています。

(2) 25年度における許可・届出等の状況

騒音規制法及び振動規制法に基づいた平成25年度の届出状況等は次のとおりです。

表6-2-1 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設設置状況(25年度末現在)

騒音規制法			振動規制法		
特定施設の種類の	工場等数	特定施設数	特定施設の種類の	工場等数	特定施設数
金属加工機械	25	265	金属加工機械	41	410
空気圧縮機等	63	592	圧縮機等	39	205
土石用粉碎機械	0	0	土石用粉碎機械	0	0
織機	0	0	織機	0	0
建設用資材製造機械	1	1	コンクリートブロックマシン	0	0
穀物用製粉機	1	3	木材加工機械	1	1
木材加工機械	6	14	印刷機械	2	9
抄紙機	0	0	ロール機	0	0
印刷機械	8	30	合成樹脂射出成形機	7	108
合成樹脂射出成形機	4	93	形機鋳型鋳造機	0	0
鋳型鍛造機	0	0	-	-	-
合計	108	998	合計	90	733

表6-2-2 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業届出状況(25年度)

騒音規制法		振動規制法	
作業の種類	届出件数	作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	1	くい打機等を使用する作業	2
びょう打機を使用する作業	0	鋼球を使用して破壊する作業	0
さく岩機を使用する作業	8	舗装版破碎機を使用する作業	0
空気圧縮機を使用する作業	2	ブレーカーを使用する作業	8
コンクリートプラントを設けての作業	0	-	-
バックホウを使用する作業	6	-	-
トラクションショベルを使用する作業	0	-	-
ブルドーザーを使用する作業	1	-	-
合計	18	合計	10

* 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業のことで、公害の発生の防止のため、事前の届出が義務づけられている。

表6-2-3 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所の申請状況
(単位：件)

指定事業所数	設置許可	変更許可	届出	環境管理事業所	新規認定
238	3	12	17	1	0

表6-2-4 各種公害関連法令に基づく事業所立入調査(県市合同調査)

立入検査実施社数	改善等指示・指導社数	報告徴収社数
8	0	0

* 立入検査は、公害の未然防止及び啓発を目的に大気や水質関係を中心として騒音や振動等について、工場及び事業所を対象に実施

(3) 自動車騒音常時監視

平成23年8月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）」により、神奈川県が行っていた騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視について、平成24年度から伊勢原市が行うこととなりました。

平成25年度に実施した自動車騒音の常時監視における面的評価の結果、環境基準達成率は、1地点を除き100%でした（1地点については、85%）。

表6-3-1 自動車騒音常時監視結果

No.	路線名	測定地点	調査距離(km)	調査地点	時間区分	等価騒音レベル L_{eq} (dB)	環境基準	10分間交通量(台)	走行速度(km/h)
							基準値(dB)		
1	県道伊勢原藤沢線①	沼目2-5-1付近	2.8	道路端	昼間(6時~22時)	66	70	100	52
					夜間(22時~6時)	61	65	31	53
				背後地	昼間	54	65	-	-
					夜間	48	60	-	-
2	県道伊勢原藤沢線②	伊勢原4-14-39付近	0.2	道路端	昼間	64	70	61	39
					夜間	57	65	20	40
				背後地	昼間	54	65	-	-
					夜間	45	60	-	-
3	県道伊勢原藤沢線③	下谷付近	0.9	道路端	昼間	71	70	169	38
					夜間	67	65	26	39
				背後地	昼間	52	65	-	-
					夜間	51	60	-	-
4	県道大山板戸線	板戸162-27付近	6.1	道路端	昼間	64	70	106	46
					夜間	58	65	12	49
				背後地	昼間	57	65	-	-
					夜間	43	60	-	-
5	県道上粕屋南金目線	笠窪368-1付近	0.5	道路端	昼間	68	70	69	45
					夜間	64	65	13	51
				背後地	昼間	50	65	-	-
					夜間	46	60	-	-

*道路端とは、道路の敷地境界線のこと。

*背後地とは、道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所のこと。

*等価騒音レベルとは、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。

*10分間交通量とは、上下車線の交通量の平均値のこと。

*走行速度とは、上下別方向に10台程度の通過車両の走行速度を計測し、その平均値を求めた。

表6-3-2 自動車騒音面的評価結果

No.	路線名	測定地点	区間全体			近隣空間			非近隣空間					
			戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)		戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)		戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)				
				昼夜とも	昼間のみ		夜間のみ	昼夜とも		昼間のみ	夜間のみ			
1	県道 伊勢原 藤沢線①	沼目 2-5-1 付近	1357	100	0	0	656	100	0	0	701	100	0	0
2	県道 伊勢原 藤沢線②	伊勢原 4-14-39 付近	238	100	0	0	66	100	0	0	172	100	0	0
3	県道 伊勢原 藤沢線③	下谷 付近	7	85.7	0	0	4	75	0	0	3	100	0	0
4	県道 大山 板戸線	板戸 162-27 付近	851	100	0	0	450	100	0	0	401	100	0	0
5	県道 上粕屋 南金目線	笠窪 368-1 付近	279	100	0	0	88	100	0	0	191	100	0	0

*面的評価とは、道路端から50mの範囲内における保全すべき住居等において、道路端での騒音レベルや交通量データから、住居ごとの自動車騒音レベルを予測することにより、環境基準を超過する住居等の割合を評価する。

*環境基準達成率とは、面的評価において環境基準値以下の割合のこと。

*近隣空間とは、2車線以下の車線を有する道路では道路端から15mまでの範囲、2車線を超える車線を有する道路では道路端から20mまでの範囲のこと。

*非近隣空間とは、近隣空間以外の範囲のこと。

(参考)

資料編14ページに、「自動車騒音常時監視調査地点位置図」を掲載しています。

6 ダイオキシン類など

(1) 現状と防止対策

ダイオキシン類^{*}は、発ガン性など様々な有害性を持つことが明らかになっており、環境ホルモン作用等の未解明の有害性も疑われています。そのため平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成12年1月から施行されています。

【**※ダイオキシン類** 塩素と酸素を含む有機化学物質の一種でポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、さらにコプラナーPCBを含めてダイオキシン類として法で定義されています。廃棄物を始めとする燃焼や塩素を使用する製造工程から非意図的に生成され、環境中に排出されたダイオキシン類は、大気や土壌、水魚介類等の生物を経て体内に取り込まれるといわれています。】

ダイオキシン類については、神奈川県が大気や水域、土壌等常時監視など環境調査や廃棄物焼却炉対策などの発生源対策を行っています。

人が生涯にわたり取り込んでも健康面の有害な影響が現れないと判断される1日当たりの平均的摂取量を求め、この数値を体重1kg当たりの量に換算した数値(耐容一日摂取量)として定めることとしています。

環境基準は、この耐容一日摂取量を下回ることを基本に、大気や水質等の環境触媒中に含まれるダイオキシン類の量について定めています。

表6-1-1 ダイオキシン類の環境基準等

耐容一日摂取量 4pg-TEQ/kg・日	→環境基準	大気	0.6pg-TEQ/m ³
		水質	1pg-TEQ/l
		土壌	1000pg-TEQ/g

*TEQとは、ダイオキシン類の場合最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した重量

(2) ダイオキシン類調査結果

ダイオキシン類は、神奈川県が平成12年度から一般環境化における大気、地下水及び土壌の調査を行っており、いずれも環境基準を満たしています。

大気については、市役所に機器を設置し、常時監視(年2回測定)を行っており、その他の地下水等については、常時監視を補完する形で調査箇所を毎年変更し実施されています。

また、秦野市伊勢原市環境衛生組合では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、伊勢原清掃工場からの焼却炉排出ガスの測定を行っており、基準値については、5ng-TEQ/m³N以下です。

表6-1-2 ダイオキシン類調査結果（過去5年）

区分	調査地点	年度					環境基準
		21	22	23	24	25	
大気 (pg-TEQ/m ³)	市役所	0.023	0.020	0.020	0.014	0.021	0.6pg-TEQ/m ³
	県内最大	0.069	0.044	0.033	0.034	0.062	
	県内平均 (26地点)	0.030	0.025	0.021	0.018	0.023	
地下水 (pg-TEQ/l)	県内最大	0.049	-	-	-	-	1pg-TEQ/l
	県内平均 (8地点)	0.048	-	-	-	-	
土壌 (pg-TEQ/g)	県内最大	-	-	-	-	-	1000pg-TEQ/g
	県内平均 (44地点)	-	-	-	-	-	

*平成25年度について、大気は県内15地点、地下水及び土壌は県内3地点（いずれも伊勢原市内での測定なし）

*出展：神奈川県ホームページ

表6-1-3 伊勢原清掃工場排出ガスにおけるダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

測定炉		21	22	23	24	25
180t 炉	1号炉	0.029	0.029	0.017	0.044	-
	2号炉	0.0065	0.010	0.019	0.067	-
90t 炉	3号炉	0.0015	0.040	0.0045	0.0045	0.00012

※180t 炉は、平成24年11月運転停止により平成25年度測定なし。

7 土地の埋立て等に関する許可等

土地の埋立て等による生活環境などへの影響や災害の発生を防止するために「伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例」が、平成10年9月17日に公布され、翌年1月1日に施行されています。

一定規模以上の埋め立て等の工事には、所定の手続きによる許可等が必要です。

表7-1-1 埋立て等の許可の件数

年度	許可の件数			許可の内容			
	合計	500～ 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上	合計	農地造成 (農地→農地)	農地転用 (駐車場等)	その他 (山林造成等)
10	3	2	1	3	1	1	1
11	14	14	0	14	9	5	0
12	17	17	0	17	12	4	1
13	13	13	0	13	12	0	1
14	16	14	2	16	12	1	3
15	17	12	5	17	9	5	3
16	18	17	1	18	9	5	4
17	29	24	5	29	15	14	0
18	19	14	5	19	5	14	0
19	23	19	4	23	11	12	0
20	13	9	4	13	5	6	2
21	9	7	2	9	3	6	0
22	7	4	3	7	3	4	0
23	10	9	1	10	3	7	0
24	11	6	5	11	7	4	0
25	6	4	2	6	3	1	2
合計	225	185	40	225	119	89	17

埋立て等行為とは

土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積、切土です。具体的には、

- (1) 建築工事や土木工事に伴うもの
- (2) 農地造成に伴うもの
- (3) 山林造成に伴うもの

*埋立て及び盛土による法面垂直高は、原地盤に対して原則10m以下です。

許可対象

- (1) 埋立て等の区域の面積が500 m²以上のとき
- (2) 埋立て等の区域の面積が300 m²以上500 m²未満のものうち、埋立て等の区域に隣接する土地で3年以内に埋立て等された面積との合計が500 m²以上のとき
- (3) 埋立て等の高さが1m以上で、且つ土砂等の量が500 m³以上となるとき

届出対象 (具体的には担当課窓口で確認してください)

- (1) 他の法令(条例含む)の規定による許可や届出等を行って行う埋立て等
- (2) 国、地方公共団体等が行う埋立て等

8 環境衛生

(1) 水道施設について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号、通称第2次一括法）により、水道法に規定されている専用水道及び簡易専用水道について、平成25年4月1日から市で事務を行うこととなりました。

また、この権限委譲に合わせて、従来神奈川県が衛生管理の向上を目的に条例を定めていた小規模水道及び小規模受水槽水道についても、市で事務を行うこととなりました。

i. 水道法対象施設

水道法に規定される水道施設に対して、安全で衛生的な飲料水を確保するため、立入調査を随時実施し、必要な場合には監視指導を実施しています。

表8-1-1 専用水道及び簡易専用水道施設数等（25年度）

区分	平成25年度		
	施設数	立入調査件数	監視指導件数
専用水道	6	6	0
簡易専用水道	164	12	0
計	170	18	0

ii. 小規模水道等に関する市条例対象施設

伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に規定される水道施設に対して、安全で衛生的な飲料水を安定供給するため、立入調査を随時実施し、必要な場合には監視指導を実施しています。

表8-1-2 小規模水道及び小規模受水槽水道施設数等（25年度）

区分	平成25年度		
	施設数	立入調査件数	監視指導件数
小規模水道	9	8	0
小規模受水槽水道	277	19	0
計	286	27	0

(2) 放射能関連について

i. 空間放射線量について

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、伊勢原市では、市内小学校10校と、市役所本庁舎屋上の空間放射線量の測定を年4回行っていきます。現在、本市の除染対象である、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を上回った箇所はありません。

(参考)

資料編15ページに、「空間放射線量測定結果」を掲載しています。

ii. 食品放射性物質濃度について

市では、子どもの食の安全を確認し、食品の放射能汚染に対する市民の不安を払拭するため、平成24年9月4日より食品の放射性物質濃度検査を実施しています。

また、市民から食品の安全の確認のため、測定依頼があった場合にも、測定しています。全ての検体は、測定限界値（25 Bq/kg）未満でした。

表8-2-1 伊勢原市内における食品放射性物質濃度検査件数

(単位：検体)

検査年月日	小学校給食	保育園給食	市民持込	合計
25年 4月	10	15	0	25
5月	14	19	0	33
6月	14	16	0	30
7月	6	12	0	18
8月	0	7	0	7
9月	6	6	0	12
10月	10	10	0	20
11月	8	10	0	18
12月	4	8	0	12
26年 1月	6	8	1	15
2月	8	8	0	16
3月	4	8	0	12
合計	90	127	1	218

*検査機器は、NaI (Tl) シンチレーション式簡易ガンマ線スペクトロメータ

9 環境啓発事業

(1) 河川クリーン作戦（河川清掃活動）

河川浄化に関心と理解を深め、良好な水質環境の実現を目指す活動として、「第21回河川クリーン作戦」を環境月間に伊勢原地区環境保全連絡協議会と実施しました。

- ・日 時 平成25年6月2日(日) 午前9時45分から
- ・場 所 渋田川(望星橋上下流)
- ・参加者 伊勢原地区環境保全連絡協議会の会員等 175人
- ・ごみ収集量 可燃ごみ70kg、不燃ごみ30kg、合計100kg

(2) 環境行動の手引きの作成

i. 市民向け「環境レシピ」（19年度）

急速化している地球温暖化など地球規模での環境問題に今から対処するために、伊勢原市環境基本計画の具体的な取り組みにも掲げられている環境行動の手引きの第一弾として市民向け「環境レシピ」を全戸配布しました。

ii. 事業者向け「環境アクション」（20年度）

第二弾として事業者向けを作成し配布しました。作成には、伊勢原地区環境保全連絡協議会の協力を頂きました。

iii. 子ども向け「エコ・ゴコロ（小学生編・中学生編）」（21年度）

児童・生徒たちが環境問題について考え、行動できる力を育てるきっかけとなるよう、環境行動の手引き第三弾として、子ども向け「エコ・ゴコロ」を市内の全公立小中学校に配布しました。平成22年度以降は、内容の更新を行い毎年度市内全公立小中学校に配布しています。

(3) 環境学習指導員派遣

伊勢原市では、平成22年度から環境学習指導員派遣制度を設け、環境教育・学習を推進しています。平成25年度末現在で、登録指導員は6団体、個人4名です。

本制度の平成25年度の実績は、派遣回数が4回、総参加者数が145名でした。

(4) 事業者向け環境学習（セミナー）

(一社)ESCO推進協議会から講師を招き、伊勢原地区環境保全連絡協議会との共催で市内事業者を対象としたセミナー「省エネルギー・節電対策セミナー」を実施しました。参加者は18名でした。

- 日時 平成26年2月26日(水)
- 会場 伊勢原市文化会館展示室

(5) 市民向け環境学習（セミナー）

i. セミナー「PM2.5とは？」

講師としてNPO法人市民科学研究室の代表である上田昌文氏を招き、いせはら

環境市民ネットワークとの共催で市民を対象としたセミナー「PM2.5とは？」を実施しました。参加者は21名でした。

日時 平成25年4月19日（金）

会場 伊勢原市文化会館リハーサル室

ii. 学習会「スローライフのすすめ」

講師として(有)スローカフェの代表である吉岡淳氏を招き、いせはら環境市民ネットワークとの共催で市民を対象とした学習会「スローライフのすすめ」を実施しました。参加者は36名でした。

日時 平成26年3月15日（土）

会場 伊勢原シティプラザふれあいホール

(6) いせはら環境展の開催

市民・市民団体・事業所・市が協働して実行委員会を結成し、伊勢原の環境を良くするための啓発運動の一つとして「第10回いせはら環境展」を開催しました。

i. 概要

- ・日時：平成25年5月11日（土）、12日（日） 午前9時～午後3時まで
- ・会場：伊勢原市総合運動公園 「公園緑花まつり」と同時開催
- ・参加者数：944人（いせはら環境展パネル展示会・クイズラリー参加者）
約15,000人（公園緑花まつりの来場者人数）

ii. 内容

- ・パネル展示等
各グループの活動報告をパネル中心に紹介し、クイズラリーやエコドライブゲームの実施
- ・電気自動車の試乗会
日産自動車(株)による電気自動車の試乗・展示
- ・市民環境団体の活動報告会（12日（日）午前12時から午後3時まで）
伊勢原の環境に関する研究やエコ活動、生物研究など、環境に関する活動を行っている市内の団体や学校の活動報告。
- ・油化装置の実演（12日（日）午前9時から午後3時まで）
ペットボトルキャップから油にする装置によりポップコーン作り。
- ・参加団体
マイ・エコクラブ／WE21ジャパン・伊勢原／厚木ガス(株)／神奈川県（環境計画課）／湘南里川づくりみんなの会／伊勢原の環境を考える会／伊勢原森林里山研究会／神奈川県下水道公社／(株)ブラスト／向上高等学校／コープかながわ伊勢原市エリア会／ファームパーク湘南／雨岳文庫を活用する会／日産自動車(株)／(株)鈴木油脂／いせはら Eco21／ビオトープぬまめ

(7) ストップ温暖化展の開催

平成25年度については、荒天のため中止となりました。

(8) 冬期自動車交通量対策

二酸化窒素濃度が高くなる冬期の対策として、自動車の利用の抑制を市内に依頼するとともに大気浄化のための啓発を行いました。

- ・期 間 平成25年12月から平成26年1月の2カ月間
- ・対策内容 公用車の水曜日使用・利用の抑制
職員のマイカー通勤の自粛要請
関係団体への抑制協力 など